

社会福祉法人武の輪会役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人武の輪会（以下「法人」という。）の役員の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員をいう。

2 常勤の役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

3 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の役員以外の者をいう。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

(1) 常勤の役員 報酬

(2) 非常勤の役員 報酬

2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている者に対しては、報酬等は支給しない。

(役員の報酬)

第4条 評議員は、定款第九条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

2 この法人の理事会及び評議員会の出席等の報酬については、別表1に定める額とする。

3 この法人の全理事の報酬総額は、年間50万円以内とする。

4 この法人の全監事の報酬総額は、年間50万円以内とする。

(控除金)

第5条 法人は役員等に支給する報酬から源泉所得税を控除する。

(支払方法)

第6条 報酬は、理事会及び評議員会の出席時に源泉所得税を控除した額（別表1に掲げる手取り額）を手渡しするものとする。ただし、本人から辞退があった場合は支給しない。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改正)

第8条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

別表 1

内 容	日 額（手取り）
理事会及び評議員会への出席	5000 円
監事監査指導業務	5000 円
議事録等書類作成業務	5000 円
評議員選任解任委員会への出席	5000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5000 円

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 8 日から施行する。

平成 30 年 1 月 1 日一部改正

令和 2 年 4 月 1 日一部改正